

大阪府危険物安全月間実施要綱

1 趣旨

府内の危険物関係事業所における自主保安体制の確立を図るとともに、広く府民の危険物の保安に関する意識の高揚及び啓発を積極的に推進し、もって府民の安全と福祉の増進に資するため、「大阪府危険物安全月間」を設けるものとする。

2 実施期間

「大阪府危険物安全月間」は毎年6月1日から6月30日までとする。

3 主 催

大 阪 府
公益財団法人大阪府危険物安全協会

4 協 賛

大 阪 府 下 消 防 長 会

5 実施方針

大阪府、公益財団法人大阪府危険物安全協会、大阪府下消防長会、危険物関係事業所の緊密な協力により、危険物の保安の確保に関する広報等を行うとともに、危険物安全月間の趣旨にふさわしい内容の行事を同月間内に実施するものとする。

(1) 重点実施事項

- ア 危険物施設における保安体制の整備促進
- イ 危険物に関する知識の普及啓発
- ウ 優良危険物関係事業所への知事感謝状の贈呈

(2) 実施する行事等

- ア 講演会、研修会等の開催
- イ 危険物についてのポスター、パンフレットの作成、配付
- ウ 広報紙、ウェブサイトなどを通じた危険物の保安の確保の重要性に関する広報、啓発活動の実施
- エ 大阪府内の危険物関係事業所への立入検査の実施
- オ 優良危険物関係事業所等への知事感謝状の贈呈
- カ その他

附則

この要綱は平成3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成21年3月19日から施行する。

附則

この要綱は平成25年3月11日から施行する。